平成２９年（フ）第１９５１号
愛知県知多市つつじが丘２丁目１番地（31―406）
債務者　伊**藤**　妙子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０２５号
愛知県半田市白山町４丁目58番地　エクセレント白山307号、住民票上の住所愛知県半田市白山町４丁目58番地　キャピタルハイツ半田307号
債務者　ブティックマリリンこと　笹岡　**丈**二
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１１０号
愛知県瀬戸市高根町３丁目97番地の１
債務者　黒原　大輝
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７５号
岡山市中区国富２丁目５番４号、旧住所岡山県笠岡市緑町３番地９　１―106号
債務者　二階堂正春
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５８号
広島市安佐南区伴南１丁目１番１―703号
債務者　下坂　雄二
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５９号
広島市安佐南区伴南１丁目１番１―703号
債務者　下坂　絵美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９３号
広島市佐伯区河内南２丁目33番23号
債務者　栗本　大輔
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７６号
徳島県徳島市名東町２丁目５番地の１　川上マンション203
債務者　竹中　香織
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７６号
愛媛県松山市高岡町738番地７
債務者　粂野　直美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２号
愛媛県今治市大正町６丁目１番55号
債務者　中野　美幸
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第４号
愛媛県今治市松木６番地２　松木団地　簡耐43号、前住所愛媛県西条市国安855番地５
債務者　田中百合子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第３７６号
大分県別府市大字鶴見2600番地　市営鶴見住宅Ａ棟102号
債務者　杉本　　保
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７７号
大分県別府市大字鶴見2600番地　市営鶴見住宅Ａ棟102号
債務者　杉本美代子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１号
大分市東浜２丁目５番５号（県営Ａ３―102）
債務者　伊藤まり子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４号
北海道小樽市稲穂２丁目19番15―205号　小樽駅前プレジデント、前住所北海道小樽市緑１丁目25番152号　商大官舎Ａ
債務者　佐々木光一
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１２０７号
京都市南区吉祥院三ノ宮町111番地　ナルディス西大路501号
債務者　キングコレクションこと　野口　喬之
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９４号
京都市右京区西京極郡沢町13―８　西京極グリーンハイツ210、住民票上の住所京都市左京区上高野仲町４番地　リソシエ宝ケ池305号
債務者　表　　信隆
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係